

審 査 請 求 裁 決 書

審査請求人

同代理人

関係保護の 福祉事務所長
実施機関

平成 27 年 10 月 9 日付けで提起された生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)による保護変更決定処分(以下「原処分」という。)に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

福祉事務所が、平成 27 年 9 月 10 日付けで行った原処分を取り消す。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求人 (以下「請求人」という。)は、法による保護(以下「保護」という。)を受けていた者であるが、福祉事務所(以下「処分庁」という。)が平成 27 年 9 月 10 日付けで行った原処分を不服とし、原処分の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は次のとおり。

(1) 保護費のやり繰りによって生じた累積金の扱い

「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」(昭和 38 年 3 月

31 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知、以下「課長通知」という。) 第 10 問 9 は「他の実施機関の管内で保護を受けていた者が転入してきた場合、その者にかかる保護の要否判定及び程度の決定は、保護受給中の者に対する取扱いと同様に行って差しつかえないか。答 お見込みのとおりである。ただし、この取扱いは、当該転入した要保護者の保護の継続の要否について審査を要しないことを意味すると解してはならないので、念のため。」としており、また課長通知第 3 問 18 は保護費のやり繰りによって生じた預貯金等につき「当該預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合」は「活用すべき資産には当たらない」としている。生活保護手帳別冊問答集 10-15 でも「保護費のやり繰りによって生じた累積金」も保護受給中と同様に取り扱うとしている。

本件の保護決定書では、世帯主の転入（県外から）を決定理由としており、いわゆる移管事案であることが明白である。そのため、本件は、課長通知第 3 問 18 に従い判断されるべきものである。

(2) 収入認定の可否

課長通知第 3 問 18 では、当該預貯金の使用目的を聴取し、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合」は「活用すべき資産に当たらない」としている。とはいえ、法 63 条の返還の際の自立更生に充てられる費用のように、限定的に用途を制限していない。あくまで「保護の趣旨目的に反する使用目的」であれば収入認定するというものである。

本件の累積金については、収入認定出来るようなものではないのだから、これを原資に購入した日用品費代を収入認定することもできない。

よって、処分庁の請求人に対する原処分は、取り消しを免れない。

第 2 処分庁による弁明の要旨

1 累積金の取り扱いについて

当該ケースは、以前の実施機関である [] から間断なく生活保護を適用したケースであり、ケース移管として取り扱うことが妥当であるため、請求人が [] からの生活保護費をやり繰りした累積金は、当市の保護継続世帯と同様に取り扱うこととし、生活保護の趣旨目的に反する用途に使用される預貯金は活用すべき資産として収入認定等を行うことを妨げない。また、請求人もこれについて争っていない。

2 累積金が生活保護の趣旨目的に沿うか否かの判断について

保護費をやり繰りした累積金が預貯金という形で残っている場合、生活保護の趣旨目的に沿うのか否かを明確に判断することは困難であるため、被保護者から使用用途や状況を丁寧に聴取して、世間一般的な常識等も勘案しながら慎重に判断していくこととなる。

しかしながら当該ケースは、累積した預貯金のほとんどを当市申請日前後の数日で実際に消費しているため、領収書等や実際に購入した物品を確認することで、その用途が生活保護の趣旨目的に沿うかどうかを判断することは前者よりも容易かつ明確に行えることは自明である。

このため当該ケースでは、あらかじめ累積金から[]から支給された8月分の保護費を差し引いた残額について、請求人の娘から領収書を提出させ、また領収書のないものについては現物を確認し、領収書や現物も確認出来ないものについても説明が明確で納得できるものについてはできるだけ保有を容認し、また、領収書のない現物のなかには領収書と重複する品目も散見されたが重複ではないという申立てをもって保有を容認した。

上記の結果、使途不明である64,183円については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反するものとしたが、転居前後の混乱等も考慮して繰越収入認定することとし、請求人及び実際に請求人の金銭を管理している請求人の娘に説明した。また請求人が入所中の施設職員にも確認し、支払い等に困窮しないよう繰越認定は6か月にわたって行うこととし、主の不利益をできるだけ軽減したものであることも併せて説明している。

第3 弁明書の送付について

行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）第22条第5項に「処分庁から弁明書の提出があったときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。」と規定されていることから、請求人に送付しない。

第4 当庁の認定事実及び判断

1 認定事実

（1） 当庁が認定する事実は次のとおり。

ア 請求人は平成27年8月13日付で[]から移管を受け、[]で保護適用になったこと。

イ 請求人は保護費の累積金を保有しており、[]転入前に累積金の大半を消費したこと。

ウ 処分庁は、消費した累積金の内容を確認し、使途不明金64,183円について使用目的が生活保護の趣旨目的に反するものとして、6か月にわたり繰越収入認定することとした不利益変更処分を行ったこと。

2 判断

（1） 不利益変更における正当な理由の存否について

法第56条に「被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。」と規定されており、不利益処分を行う際には、正当な理由が必要とされている。

(2) これを本件についてみる。

処分庁は、累積金の使途不明金について、使途不明であることのみを以て、生活保護の趣旨目的に反するとして当該使途不明金 64,183 円の収入認定を行っている。

しかしながら、生活保護の趣旨目的に反するとする合理的な根拠が示されていないことから、原処分には法第 56 条に規定する正当な理由があるとは認められない。

(3) 結論

よって、原処分には正当な理由がないことから、取消しを免れないと判断する。

以上のとおり、本審査請求は理由があるので、行政不服審査法第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 12 月 7 日

高知県知事

尾崎 正直



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この裁決の前提となる処分をした[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]長となります。）処分の取消しの訴えを、あるいは、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）裁決の取消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分及び裁決の訴えを提起することができなくなります。）

これは謄本である。

平成 27 年 12 月 7 日

高知県知事 尾崎 正直

